
定 款

株式会社ジニー

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社ジーニーと称し、英文では Geniee, Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) インターネット広告システムの企画、開発及び流通
- (2) インターネットによる広告の販売及び情報の提供
- (3) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (4) マーケティングに関するコンサルティング業務
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条 (公告の方法)

- 1 当社の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条 (機関構成)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条 (株主名簿管理人)

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

第12条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第13条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条 (議長及び招集権者)

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役の員数)

- 1 当社の取締役は、9名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

- 1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条 (取締役の任期)

- 1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役及び社長)

- 1 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第30条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第32条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第33条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第34条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第35条 (会計監査人の任期)

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第37条 (会計監査人の責任免除)

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

第38条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第40条 (剰余金の配当の基準日)

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第42条 (法令の準拠)

本定款に規定なき事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

平成22年4月1日作成

平成23年4月11日改定

平成23年10月3日改定

平成24年8月29日改定

平成25年6月27日改定

平成26年1月30日改定

平成26年12月26日改定

平成27年3月2日改定

平成27年6月30日改定

平成28年7月8日改定

平成29年9月5日改定

平成30年6月27日改定